

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書



吉野川市

徳島トヨタ自動車株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）、徳島トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉野川市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害の発生した日から5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第3号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

- 2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、吉野川市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第1号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

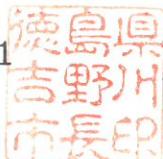
第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月29日

甲 住所：吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 原井 敬



乙 住所：徳島市中前川町5丁目1番地1
徳島トヨタ自動車株式会社
代表取締役 高瀬 謙一



する。

く下の

帰責

今は、

及び
に乙

ただし、
適用

ある。

今は、

号)、
ま、相

を甲に

見する

対策
を協

甲が

の普

が協

様式第1号（第13条関係）

年　月　日

連絡責任者届

連絡先（窓口責任者）

第1連絡先	
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

第2連絡先	
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

(目的外使用禁止)

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

徳島トヨタ自動車株式会社 様

吉野川市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・府舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

吉野川市長 様

会社名 徳島トヨタ自動車株式会社

代表者名 高瀬 謙一

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

